

## 5 給与構造改革関係

第24表 平成19年度及び平成20年度の地域手当の地域別支給割合

都道府県	支給地域	地域手当			
		級地	平成19年度 支給割合	平成20年度 支給割合	
北海道	札幌市	6級地	3%	3%	
宮城県	仙台市	5級地	5%	6%	
	名取市 多賀城市	6級地	2%	3%	
茨城県	取手市	2級地	6.5%	9%	
	つくば市	3級地	6.5%	8%	
	水戸市 土浦市 守谷市	4級地	4.5%	6%	
	日立市 古河市 牛久市 ひたちなか市	5級地	2.5%	4%	
	龍ヶ崎市 筑西市	6級地	2%	3%	
	栃木県	宇都宮市	5級地	2.5%	4%
群馬県	鹿沼市 小山市 大田原市	6級地	2%	3%	
	前橋市 高崎市 太田市	6級地	2%	3%	
埼玉県	和光市	2級地	7.5%	9%	
	さいたま市	3級地	8.5%	10%	
	志木市		6.5%	8%	
	鶴ヶ島市	4級地	4.5%	6%	
	川越市 川口市 所沢市 越谷市 戸田市 朝霞市	5級地	5%	6%	
	行田市 飯能市 加須市 東松山市 入間市 三郷市		2.5%	4%	
	草加市	6級地	3%	3%	
	熊谷市 春日部市 鴻巣市 上尾市 久喜市 坂戸市 比企郡鳩山町 北埼玉郡北川辺町 北葛飾郡栗橋町 北葛飾郡杉戸町		2%	3%	
	千葉県	成田市 印西市	2級地	6.5%	9%
		船橋市 浦安市	3級地	6.5%	8%
袖ヶ浦市		4.5%		6%	
千葉市		4級地	8%	9%	
市川市 松戸市 四街道市			5.5%	7%	
富津市		5級地	4.5%	6%	
柏市			5%	6%	
茂原市 佐倉市 市原市 白井市		6級地	2.5%	4%	
野田市 東金市 流山市 八街市 印旛郡酒々井町 印旛郡栄町			2%	3%	
東京都		特別区	1級地	14.5%	16%
	武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 狛江市 多摩市 稲城市 西東京市	2級地	12%	13%	
	福生市 清瀬市		7.5%	9%	
	八王子市 立川市 府中市 調布市	3級地	12%	12%	
	昭島市 小平市 日野市		6.5%	8%	
	三鷹市	4級地	10%	10%	
	青梅市 東村山市 あきる野市		5.5%	7%	
	武蔵村山市	6級地	3%	3%	

神奈川県	鎌倉市	2級地	12%	13%
	厚木市		7.5%	9%
	横浜市 川崎市	3級地	12%	12%
	海老名市		6.5%	8%
	※横須賀市	4級地	10%	10%
	藤沢市 茅ヶ崎市 相模原市 大和市		5.5%	7%
	※三浦郡葉山町	5級地	6%	6%
	平塚市		5%	6%
	秦野市		2.5%	4%
	小田原市 三浦市	6級地	3%	3%
富山県	富山市	6級地	2%	3%
石川県	金沢市	6級地	2%	3%
福井県	福井市	6級地	2%	3%
山梨県	甲府市	5級地	2.5%	4%
長野県	長野市 松本市 諏訪市	6級地	2%	3%
岐阜県	岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市	6級地	2%	3%
静岡県	静岡市	5級地	5%	6%
	沼津市 御殿場市		2.5%	4%
	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 袋井市	6級地	2%	3%
愛知県	名古屋市	3級地	12%	12%
	刈谷市 豊田市		4.5%	6%
	豊明市	4級地	4.5%	6%
	瀬戸市 碧南市 西尾市 大府市 知多市	5級地	2.5%	4%
	岡崎市	6級地	3%	3%
	豊橋市 一宮市 半田市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 小牧市 稲沢市 東海市 知立市 愛西市 弥富市 西春日井郡豊山町 西加茂郡三好町		2%	3%
三重県	鈴鹿市	4級地	4.5%	6%
	津市 四日市市	5級地	2.5%	4%
	桑名市 名張市 伊賀市	6級地	2%	3%
滋賀県	大津市	4級地	5.5%	7%
	草津市		4.5%	6%
	守山市 栗東市	5級地	2.5%	4%
	彦根市 長浜市	6級地	2%	3%
京都府	京都市	4級地	10%	10%
	宇治市	5級地	5%	6%
	亀岡市 京田辺市		2.5%	4%
	向日市	6級地	3%	3%
	相楽郡木津町		2%	3%
大阪府	大阪市 守口市	2級地	12%	13%
	門真市		7.5%	9%
	吹田市 高槻市 箕面市	3級地	12%	12%
	寝屋川市		11%	12%
	高石市		8.5%	10%
	※堺市 豊中市 池田市 枚方市 茨木市 八尾市 ※東大阪市	4級地	10%	10%

	※岸和田市 ※泉大津市 ※貝塚市 ※泉佐野市 ※富田林市 和泉市	5級地	6%	6%
	羽曳野市		5%	6%
	河内長野市 藤井寺市		2.5%	4%
	柏原市	6級地	3%	3%
	泉南市 四條畷市 交野市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 南河内郡太子町		2%	3%
兵庫 県	芦屋市	2級地	12%	13%
	西宮市 宝塚市	3級地	12%	12%
	神戸市 尼崎市	4級地	10%	10%
	伊丹市	5級地	6%	6%
	三田市		2.5%	4%
	姫路市 明石市	6級地	3%	3%
	加古川市 三木市		2%	3%
奈良 県	天理市	3級地	4.5%	6%
	奈良市 大和郡山市	4級地	5.5%	7%
	大和高田市 橿原市	5級地	2.5%	4%
	桜井市 香芝市 宇陀市 生駒郡斑鳩町 北葛城郡王寺町	6級地	2%	3%
和歌山 県	和歌山市	6級地	3%	3%
	橋本市		2%	3%
岡山 県	岡山市	6級地	3%	3%
広島 県	広島市	4級地	5.5%	7%
	廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	6級地	2%	3%
山口 県	周南市	6級地	2%	3%
香川 県	高松市	6級地	2%	3%
福岡 県	福岡市	4級地	8%	9%
	※北九州市	6級地	3%	3%
	筑紫野市 春日市 太宰府市 前原市 福津市 糟屋郡宇美町 糟屋郡粕屋町		2%	3%
長崎 県	※長崎市	6級地	3%	3%

- (注) 1 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。
- 2 ※印を付した地域は暫定指定地域（当分の間の支給地域）を示す。
- 3 上記のほか、次の地域に在勤する職員については、経過措置としての地域手当（1%）が平成20年3月31日まで支給される。
- ・北海道：小樽市
  - ・静岡県：熱海市、伊東市
  - ・山口県：下関市
  - ・福岡県：久留米市、飯塚市
- 4 岸和田市及び北九州市に在勤する職員については、上記の支給割合のほか、経過措置としての地域手当（1%）が平成20年3月31日まで支給される。
- 5 「平成19年度支給割合」は、本年の報告に基づく支給割合の改定後のものである。

第25表 民間における専門職コースの状況

その1 コース別人事管理の実施状況

(平成19年職種別民間給与実態調査)

実施して いる					実施して いない
	総合職と 一般職	勤務地限定 と非限定	管理職と 専門職	その他	
%	%	%	%	%	%
24.4	(70.1)	(17.4)	(34.7)	(4.2)	75.6

- (注) 1 ( )内は、コース別人事管理を実施している事業所を100とした割合である。  
2 コース別人事管理の内容は、複数回答である。

その2 「管理職と専門職」別の人事管理における給与制度の状況

(平成19年職種別民間給与実態調査)

給与制度が 同じ	給与制度が 異なる				
		基本給	手 当	賞 与	その他
%	%	%	%	%	%
47.2	52.8	(58.3)	(64.3)	(26.3)	(3.1)

- (注) 1 ( )内は、「給与制度が異なる」としている事業所を100とした割合である。  
2 「給与制度が異なる」事業所における異なる給与制度の内容は、複数回答である。

その3 管理職から専門職へ転換する際の月例給の水準

(平成19年職種別民間給与実態調査)

増額する	同 じ	減額する
%	%	%
6.7	24.3	69.0

- (注) 「管理職と専門職の給与制度が異なる」としている事業所を100とした割合である。